

平成30年（行ウ）第8号 行政文書一時不開示処分取消請求事件

原告 佐藤博文

被告 国（処分行政庁 防衛大臣）

## 第5準備書面

2019年 7月 1日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 池 田 賢



記

### 第1 被告のモザイク・アプローチに対する見解について

1 本年6月24日に行われた弁論準備手続期日において、原告は、被告第3準備書面7頁の「ウ 本件不開示部分のうち、当該記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することはできないが、他の情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることによって特定の個人を識別することができる情報について」の項に対し、「方面」単独では個人の特定ができないことに加え、原告の行った情報開示請求自体が、北部方面隊に所属した自衛隊員の自死者についての情報の開示だったのだから（甲1）、被告において全国の情報を取りまとめたうえで開示しないという結論ではなく、北部方面隊の当該人数だけでも示せたのではないか、と釈明した。

これに対し、被告訴訟代理人は、情報開示は原告のみが行うわけではなく、国民に広く門戸が開かれているので、他の請求者が性別に関する情報開示請求を、さらに他の者が年齢等の情報開示請求をした場合には、原告がした方面に関する情報と組み合わせることで、個人の識別が可能となる。これがモザイク・アプローチの趣旨であるから開示はできないとの趣旨の発言をした。

原告は、この発言を明確にするため、文書による見解を求めたところであり、被告は本年 7 月 12 日までに被告のモザイク・アプローチに対する見解を述べることになった。

2 原告は、かかる被告訴訟代理人の発言を極めて重大に受けて止めている。すなわち、被告の主張によれば、将来なされるかもしれない（すなわち、なされないかもしれない）情報開示請求を斟酌し、その点を考慮しながら情報開示請求に対する判断を行っているということになるからである。

原告は、本来的に、情報開示請求に対する開示不開示の判断は、当該請求に対して、不開示の要件があるかどうかを判断してなされるものと理解していたが、被告の主張はこれと全く異なる理解に立つものであることが明らかになった。

被告の主張は、情報開示請求の申請者が何らかの人的あるいは組織的つながりがあればからうじて成り立ちうるが、情報開示請求はそれぞれの開示請求者がそれぞれの目的をもって行うものであり、いわば「共謀」を図って情報開示請求を行うことは想定していない。

被告国が、このような主権者国民に対して極めて懷疑的な姿勢で情報開示請求に対応しているとすれば、法 1 条の「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定める」と等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政

府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようになるとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」という法の目的自体が砂上の楼閣と化す。

3 被告のモザイク・アプローチに対する見解は、同日の弁論準備手続期日における被告訴訟代理人の発言のみならず、法1条の目的規定も踏まえて見解を示されたい。

以上